特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	子ども医療に関する事務　基礎項目評価調書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、子ども医療の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和6年11月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療の助成に関する事務
②事務の概要	「恵庭市子ども医療費助成に関する条例」(昭和48年9月26日条例第35号)に基づき、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。
③システムの名称	医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名(連携)システム、恵庭市公式LINE

2. 特定個人情報ファイル名
子ども医療費助成関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条2項 ・恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月23日条例第19号)　第4条第1項 及び 別表1の1

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)　第19条第9号 ②恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月23日条例第19号)　第4条第1項 及び別表2の24 【情報提供の根拠】 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市（総務部情報政策室情報政策課） 061-1498 恵庭市京町１ 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市（保健福祉部国保医療課） 061-1498 恵庭市京町１番地 0123-33-3131
9. 規則第9条第2項の適用	**[ ]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務の横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「Ⅳ　リスク対策」を追加		評価書の内容のとおり。	事後	様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更（Ⅰ－5－②）評価実施機関における担当部署②所属長→所属長の役職名	国保医療課長　大西　隆行	国保医療課	事後	様式の変更による。
令和1年11月22日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点	事後	再実施による。
令和1年11月22日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点	事後	再実施による。
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法　第19条第14号	【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第19条第9号	事後	記載誤りによる修正。
令和6年11月26日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名（連携）システム	医療費助成システム、中間サーバー、団体内統合宛名（連携）システム、恵庭市公式LINE	事前	
令和6年11月26日	Ⅳ8　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務の横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加
令和6年11月26日	Ⅳ11　最も優先度が高いと考えられる対策		3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加
令和6年11月26日	Ⅳ11　当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加
令和6年11月26日	Ⅳ11　当該対策は十分か【再掲】　　判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加